

大阪駅前地下道西広場広告事業者募集に係るご質問事項への回答

令和6年2月5日

大阪市建設局道路河川部調整課

質問番号	質問事項	回答	備考
1	<p>①契約書内第8章契約終了後の処理にて「広告枠を原状回復のうえ発注者に引き渡さなければならない」とあるが原状回復とはどこ迄の事を指すのか？</p> <p>仮に広告枠番号1,2,3,5のスチールのような素材の広告面を外して電照広告枠を設置した場合引き渡し時には現状取付けられているスチールのような素材を再度取付けて引き渡すのか？</p> <p>②募集要項の5 広告掲載方法及び留意点の項目で、(3)広告枠は現状有姿で使用して下さいとあります。広告枠番号1,2,3,5はどのような対応が必要となりますか？</p> <p>現状あるスチールを市が撤去するのか？撤去した場合撤去後はどのような状況になっているのか？(撤去するとパネルや電照看板の設備がついているのか？)現状のままで受け渡す場合スチールの上にシート等貼り込む方法で良いのか、スチールを全て撤去し新たなパネル、電照設備を設置する事が可能なのか、また現状スチールの撤去・処分については広告事業者側で実施する必要があるのか？</p> <p>③落札した場合は、基本的に既存の機器・配線・配管を使用する想定で確認を進めるかと思いますが、既存の配線・配管について何</p>	<p>①原状回復とは、契約書第12章第37条に記載の状態のことです。</p> <p>②広告枠番号1,2,3,5に設置している広告面について、本市は広告面を撤去しません。電気を供給する機器・配線・配管は撤去した状態となっています。現状のままで使用する場合、広告枠にシートを貼って、広告物を掲出していただいて構いません。新たなパネルや電照設備を設置することは可能ですが、仕様については、本市と協議してください。また、撤去した広告面は、契約書第8章第30条に記載の期限までに原状回復してください。</p> <p>③募集要項3ページ(4)電気料金等の支払いに記載のとおりです。</p>	

大阪駅前地下道西広場広告事業者募集に係るご質問事項への回答

令和6年2月5日

大阪市建設局道路河川部調整課

質問番号	質問事項	回答	備考
1	<p>らかの不具合やそもそも丸ごと新調する必要がある可能性もありその場合機器・配線・配管の新調が必要になった場合でも、落札者側の負担なのでしょうか？</p> <p>④広告枠の損傷の内、漏水を原因とする場合は落札業者側の負担とありましたが、昨今のゲリラ豪雨などを想定しますと、漏水により電気設備が全く機能しなくなることも想定されますが、この場合の復旧に関しては大阪市負担となるのでしょうか？</p> <p>⑤広告の掲載及び撤去作業について、原則として地下道の閉鎖時間帯に行ってくださいと有るが地下道開放時間が毎日午前4時頃～翌午前1時頃となっており契約期間満了日の24時迄に原状回復必須の場合R8/3/31の23:59の撤去は不可能である事からR8/3/30の午前1:00～3:59頃に撤去する事になるのか？</p> <p>⑥過去は電照広告として掲出されていたと記憶しているが、現状では電照として掲出するための設備がすべて撤去された状態という認識であっているか？</p>	<p>④募集要項6ページ10リスクへの対応のとおり広告事業者の負担となります。</p> <p>⑤そのとおりです。</p> <p>⑥そのとおりです。</p>	